

## ま と め

感染症はいつ、どこで発生するかわからず、災害と同様に、日頃から様々な状況に備えておくことが大切です。今回、初めて新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型コロナウイルス感染症の対策に取り組んでまいりました。感染力の高い変異株の出現により感染拡大の波を繰り返し、その対応は、会津若松市新型インフルエンザ等対策行動計画では想定していない4年あまりの長期にわたるものとなりました。

総括に当たり、これまでの対策を検証し、感染症発生時における市としての初動体制の整備や市民の皆様への情報発信に加え、コールセンター等の相談窓口の早期設置や保健所機能を有しない市における県との連携、さらには、市と県の役割の明確化など、さまざまな視点から課題が浮かび上がりました。また、現行の市行動計画や新型インフルエンザ等対策マニュアルと照らし、実際の対応との違いや、より迅速に対応しなければならない部分なども見えてきたところです。

国においても、新型コロナウイルス感染症対策を振り返り、有識者を交えて現行の行動計画の見直しに着手しており、市といたしましても、これまでの課題に対応するため、国・県の行動計画改定を踏まえ、市行動計画の実効性をさらに高める見直しを行ってまいります。

感染症への対応は、ウイルスの特徴、病原性を踏まえた対策とともに、治療薬やワクチンの開発までの間、医療提供体制を確保し、市民の皆様の健康や生活を守りつつ、感染症による被害や影響を最小限に抑制することが重要です。

新たな感染症に備え、日頃から関係機関との連携体制を構築しながら、これまで新型コロナウイルス感染症に会津若松市が一丸となって対応してきた経験を生かし、市行動計画、マニュアルの見直しをはじめ、市民や事業者の皆様の安心と安全を守る取り組みを進めてまいります。